

～防火設備等の定期報告が必要です～

新見市建設部都市整備課

建築基準法第12条の規定により、防火設備及び小荷物専用昇降機については、特定行政庁（新見市）への定期報告が必要です。

1 対象となる防火設備及び小荷物専用昇降機

（1）防火設備

防火扉・防火シャッターなどの防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（防火ダンパーを除く。）に限る。以下、同じ。）が対象となり、以下の建築物に設置されたものについて定期報告が必要です。

- ・定期報告の対象となる建築物に設置されている防火設備
- ・病院、有床診療所又は高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途（※裏面に該当する用途を掲載しています。）に供する部分の床面積の合計が200m²以上の建築物に設置されている防火設備

注1) 建築物の定期報告とは別に、定期報告が必要です。

注2) 常時閉鎖式の防火設備、外壁の開口部に設けられる防火設備及び防火ダンパーは、上記の防火設備に該当しません。

（2）小荷物専用昇降機

フロアタイプの小荷物専用昇降機について定期報告が必要です。

2 定期報告の時期

防火設備及び小荷物専用昇降機（フロアタイプのものに限る。）については、毎年度に1回の定期報告が必要です。

3 その他

昇降機及び遊戯施設についても定期報告が必要です。

4 防火設備定期検査報告の提出について

- （1）防火設備定期検査報告を行うことができるのは、一級建築士・二級建築士・防火設備検査員に限られます。
- （2）調査及び検査をされる建築士は、建築士法第23条の規定により事務所登録をされている方に限られます。

裏面あり

5 防火設備定期検査報告の提出書類

(1) 提出部数

定期検査報告書（正・副） ····· 2部
定期検査報告概要書 ······ 1部

(2) 報告書添付書類一覧

- ・定期検査報告書
- ・検査結果表
- ・付近見取図
- ・各階平面図
- ・A3判の検査結果図

※下記の図面記入事項を平面図に記載し、添付した場合は検査結果図の提出不要。

- ・関係写真

※要是正の指摘(既存不適格の場合を除く)があるため改善の必要がある場合に提出してください。

- ・改善実施計画書

※要是正の指摘があり改善の必要がある場合に提出してください。

- ・改善済み報告書

※改善実施後に提出してください。

- ・委任状

(3) 図面記入事項

図面種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、道路及び目標となる地物など
各階平面図	間取り、各室の用途、防火区画及び防火設備の位置、避難設備の位置、調査において指摘のあつた箇所（特記すべき事項を含む。）、写真を撮影した位置

※ 高齢者、障害者等の就寝の用に供する用途には、以下の用途が該当します。

- ・助産施設、乳児院、障害児入所施設
- ・助産所
- ・盲導犬訓練施設
- ・救護施設、更生施設
- ・老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。）
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム
- ・母子保健施設
- ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。）

■定期報告の提出先（問い合わせ先）

担当課 新見市建設部都市整備課建築係
所在地 岡山県新見市新見310番地3
TEL 0867-72-6118
FAX 0867-72-6333
E-mail toshiseibi@city.niimi.lg.jp